

<b>第 146 号</b>	<b>Super Highway</b> J R 東労組バス関東本部	
発行日 2024. 3.26		J R 東労組ホームページ

## バス関申第 4 号に対する回答①

### 【賃金改善提案】

1. 今制度見直しにおいて、満 57 歳の減額制度が廃止とならない理由を明らかにすること。  
回答) 総額人件費や中長期的な視野から総合的に勘案し、2023 年 4 月に引き続き 2024 年 4 月 1 日より満 55 歳並びに満 57 歳の基本給取扱いの変更を行う予定である。満 57 歳の減額制度の廃止については、将来的な廃止に向け引き続き取り組んでいく考えである。

2. 平成 18 年 10 月 1 日以降に採用された社員にたいしての初任給改定に関して、地域採用給を提案した理由を明らかにすること。

3. 平成 18 年 10 月 1 日以降に採用された社員にたいして、東京に在勤する場合の初任給基礎額を 190,400 円とした根拠を明らかにすること。

回答) ポストコロナ時代における旅客需要の回復や現下の需給状況等に鑑み、現在も採用を強化しているところであり、特に東京地区での採用を強化していく考えによるものである。

4. 提案内容から生じる賃金における東京都に在勤する社員との地域間格差をなくし、組合員・社員の賃金の平等化を図ること。

回答) 現時点でその考えはないが、今後採用を強化していく地域や最低賃金の引上げ等の当社によらない社会情勢の変化等により、対象地域の変更等を行うことも考えているところである。

5. 車両整備従事者として採用されてる全組合員・社員にたいして、自動車整備士を有する者の職能給額を増額し現在の基本給に付加すること。

回答) 整備士として採用された者で、自動車整備士を有する社員については、初任給として職種別職能給を給しているところであるが、現時点ではその額を増額する考えはない。

**J R バス関東で働く仲間を一つに!**